

証券コード 3659
平成27年3月26日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目3番1号
株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代表取締役社長 オーウェン・
マホニー

第13回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

平成27年3月12日付にてご送付申し上げました当社第13回定時株主総会招集ご通知の記載に一部訂正すべき事項が生じたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

<訂正の理由>

第13期計算書類において、税金計算の一部に訂正すべき重要な箇所が判明したため、訂正いたしました。当該訂正にあたり、「法人税、住民税及び事業税」を2,127百万円追加計上するとともに、当期純利益3,530百万円を1,403百万円に訂正いたしました。また、純資産110,725百万円を108,598百万円に訂正しております。

<訂正箇所> (訂正箇所は下線を付して表示しております。)

28頁

【訂正前】

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,760	流 動 負 債	<u>14,218</u>
現金及び預金	30,711	買掛金	441
売掛金	907	1年内返済予定の長期借入金	9,934
前払費用	148	未払金	1,025
関係会社短期貸付金	7,830	未払費用	313
未収配当金	6,586	未払法人税等	<u>525</u>
繰延税金資産	531	未払消費税等	51
その他の	245	賞与引当金	138
貸倒引当金	△ 198	前受収益	825
固 定 資 産	101,337	その他	966
有形固定資産	222	固 定 負 債	23,154
建物附属設備	118	長期借入金	19,869
工具、器具及び備品	404	リース債務	42
減価償却累計額	△ 300	長期前受収益	374
無形固定資産	60	退職給付引当金	64
ソフトウェア	60	資産除去債務	13
その他	0	繰延税金負債	2,792
投資その他の資産	101,055	負 債 合 計	<u>37,372</u>
投資有価証券	66,970	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	28,398	株 主 資 本	<u>100,249</u>
関係会社長期貸付金	4,822	資 本 金	52,332
長期前払費用	538	資 本 剰 余 金	42,192
その他	327	資 本 準 備 金	2,192
		その他資本剰余金	40,000
		利 益 剰 余 金	<u>5,725</u>
		利 益 準 備 金	874
		その他利益剰余金	<u>4,851</u>
		繰越利益剰余金	<u>4,851</u>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,536
		その他有価証券評価差額金	6,536
		新 株 予 約 権	3,940
		純 資 産 合 計	<u>110,725</u>
資 産 合 計	148,097	負 債 純 資 産 合 計	148,097

【訂正後】

貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,760	流 動 負 債	<u>16,345</u>
現金及び預金	30,711	買掛金	441
売掛金	907	1年内返済予定の長期借入金	9,934
前払費用	148	未払金	1,025
関係会社短期貸付金	7,830	未払費用	313
未収配当金	6,586	未払法人税等	<u>2,652</u>
繰延税金資産	531	未払消費税等	51
その他の貸倒引当金	245	賞与引当金	138
貸倒引当金	△ 198	前受収益	825
固 定 資 産	101,337	その他の負債	966
有形固定資産	222	固 定 負 債	23,154
建物附属設備	118	長期借入金	19,869
工具、器具及び備品	404	リース債務	42
減価償却累計額	△ 300	長期前受収益	374
無形固定資産	60	退職給付引当金	64
ソフトウェア	60	資産除去債務	13
その他の無形資産	0	繰延税金負債	2,792
投資その他の資産	101,055	負 債 合 計	<u>39,499</u>
投資有価証券	66,970	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	28,398	株 主 資 本	<u>98,122</u>
関係会社長期貸付金	4,822	資 本 金	52,332
長期前払費用	538	資 本 剰 余 金	42,192
その他の投資	327	資 本 準 備 金	2,192
		その他資本剰余金	40,000
		利 益 剰 余 金	<u>3,598</u>
		利 益 準 備 金	874
		その他利益剰余金	<u>2,724</u>
		繰越利益剰余金	<u>2,724</u>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,536
		その他有価証券評価差額金	6,536
		新 株 予 約 権	3,940
		純 資 産 合 計	<u>108,598</u>
資 産 合 計	148,097	負 債 純 資 産 合 計	148,097

損 益 計 算 書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高	7,923	
ゲ ー ム 売 上 他	64	7,987
売 上 原 価		3,679
売 上 総 利 益		4,308
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,585
営 業 損 失		△ 3,277
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	121	
受 取 配 当 金	24,613	
為 替 差 益	3,495	
そ の 他	106	28,335
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	455	
株 式 交 付 費	3	
自 己 株 式 取 得 費 用	44	
そ の 他	24	526
経 常 利 益		24,532
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益		244
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	158	
固 定 資 産 除 却 損	27	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	206	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	16,598	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,291	
減 損	437	18,717
税 引 前 当 期 純 利 益		6,059
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,467	
法 人 税 等 調 整 額	62	2,529
当 期 純 利 益		<u>3,530</u>

【訂正後】

損 益 計 算 書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	7,923	
ゲ ー ム 売 上 他	64	7,987
売 上 原 価		3,679
売 上 総 利 益		4,308
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,585
営 業 損 失		△ 3,277
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	121	
受 取 配 当 金	24,613	
為 替 差 益	3,495	
そ の 他	106	28,335
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	455	
株 式 交 付 費	3	
自 己 株 式 取 得 費	44	
そ の 他	24	526
経 常 利 益		24,532
特 別 利 益		
新 株 子 約 権 戻 入 益		244
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	158	
固 定 資 産 除 却 損	27	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	206	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	16,598	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,291	
減 損 損 失	437	18,717
税 引 前 当 期 純 利 益		6,059
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,594	
法 人 税 等 調 整 額	62	4,656
当 期 純 利 益		1,403

株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年1月1日 期首残高	51,868	1,728	50,000	51,728	437	6,130	6,567
事業年度中の変動額							
新株の発行	464	464	-	464	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	437	△4,809	△4,372
当期純利益	-	-	-	-	-	3,530	3,530
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△10,000	△10,000	-	-	-
事業年度中の変動額合計	464	464	△10,000	△9,536	437	△1,279	△842
平成26年12月31日 期末残高	52,332	2,192	40,000	42,192	874	4,851	5,725

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成26年1月1日 期首残高	△0	110,163	15,844	15,844	1,889	127,896
事業年度中の変動額						
新株の発行	-	928	-	-	-	928
剰余金の配当	-	△4,372	-	-	-	△4,372
当期純利益	-	3,530	-	-	-	3,530
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	△9,308	△9,308	2,051	△7,257
自己株式の取得	△10,000	△10,000	-	-	-	△10,000
自己株式の消却	10,000	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△9,914	△9,308	△9,308	2,051	△17,171
平成26年12月31日 期末残高	-	100,249	6,536	6,536	3,940	110,725

【訂正後】

株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年1月1日 期首残高	51,868	1,728	50,000	51,728	437	6,130	6,567
事業年度中の変動額							
新株の発行	464	464	-	464	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	437	△4,809	△4,372
当期純利益	-	-	-	-	-	1,403	1,403
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△10,000	△10,000	-	-	-
事業年度中の変動額合計	464	464	△10,000	△9,536	437	△3,406	△2,969
平成26年12月31日 期末残高	52,332	2,192	40,000	42,192	874	2,724	3,598

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成26年1月1日 期首残高	△0	110,163	15,844	15,844	1,889	127,896
事業年度中の変動額						
新株の発行	-	928	-	-	-	928
剰余金の配当	-	△4,372	-	-	-	△4,372
当期純利益	-	1,403	-	-	-	1,403
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	△9,308	△9,308	2,051	△7,257
自己株式の取得	△10,000	△10,000	-	-	-	△10,000
自己株式の消却	10,000	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△12,041	△9,308	△9,308	2,051	△19,298
平成26年12月31日 期末残高	-	98,122	6,536	6,536	3,940	108,598

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月16日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	善 場 秀 明	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	澤 山 宏 行	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクソンの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【訂正後】

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年3月25日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	善	場	秀	明	Ⓢ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	澤	山	宏	行	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクソンの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成27年2月26日の取締役会において、自己株式を取得することを決議している。
2. 計算書類の訂正についてに記載されているとおり、会社は、計算書類を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の計算書類及びその附属明細書に対して平成27年2月16日に監査報告書を提出したが、訂正後の計算書類及びその附属明細書について再度監査を行い、平成27年3月25日に監査報告書を再度提出した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月16日

株式会社ネクソン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 田 中 利 重 ㊟

非常勤監査役 (社外監査役) 大 友 巖 ㊟

非常勤監査役 (社外監査役) 森 亮 二 ㊟

【訂正後】

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、計算書類に訂正があり、訂正後の計算書類に対して平成27年3月25日付けの監査報告書を会計監査人より受領しております。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年3月25日

株式会社ネクソン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	田	中	利	重	Ⓜ
非常勤監査役 (社外監査役)	大	友		巖	Ⓜ
非常勤監査役 (社外監査役)	森		亮	二	Ⓜ

以上